

2020 年 7 月

アジア新興国 12 法域 –倒産制度 Q&A–

新型コロナウイルス感染拡大を受けて

編集者代表 弁護士 仁瓶 善太郎 / 弁護士 安西 明毅 / 弁護士 松嶋 希会

2020 年 7 月現在、多くの地域で新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、その収束時期が見えず、世界中の企業の経済活動に影響が生じています。そのため、世界各地で活動する日本企業について、海外の取引企業の財政状況が悪化し、また感染防止対策により、当初企図していた取引が実行できないケースも増加している状況の下、海外の取引企業が倒産する場合も想定しなくてはならない場面も生じています(なお、海外の取引企業が倒産した場合の一般的な初動対応については、2020 年 4 月発行の弊所ニュースレター「[海外の取引先が倒産した場合の初動対応](#)」をご参照ください。)

実際に、海外の取引企業が倒産する場合には、当該企業の設立地の倒産法制等に従って処理されることになりますが、多くの日本企業にとって他法域の倒産法制は馴染みのないものであり、必ずしも日本の倒産法制に類似するものとはいえない場合もあります。

そこで、本ニュースレターでは、多くの日本企業にとって関心が高いであろう中国(メインランド)、台湾、香港、シンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア、ラオス、インド、ブラジル、メキシコ及びロシアの倒産法制につき、共通の質問に回答することで、各法域の倒産制度の基本事項をご紹介します、各法域の比較をしやすいようにしております。なお、本ニュースレターは各法域の倒産法制の一般的な概要を示す目的で作成されたものであり、個別の事案における法律関係の判断等に当たっては、具体的な事案の状況や事実関係に応じた分析が必要になります点、ご注意ください。

また今後、法域によっては、当該法域の倒産法制のより詳細なニュースレターを出すことも予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1.【中国(メインランド)】

Q1	破産法が存在しますか。
A1	中国(メインランド)における倒産法として、2006 年 8 月 27 日に公布され、2007 年 6 月 1 日に施行された中華人民共和国企業破産法が存在します(以下「企業破産法」といいます。)。企業破産法においては、破産手続のほか、再建型倒産手続として、再生手続(中国語原文:重整)及び和議手続(中国語原文:和解)も定められています。企業破産法は、全ての法人格を有する会社に適用されるほか、法人格を有しない組織の、破産に該当する清算手続について準用されています。

Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	いいえ、上記 A1 の通り、再建型倒産手続も企業破産法に定められ、独立した法律はありません。

Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続(以下総称して「倒産手続」といいます。)の申立権者は誰ですか。
A3	破産手続又は再生手続は、債務者及び債権者が申し立てることができます。和議手続については、債務者のみ申し立てることができます。債務者である会社が、任意に解散決議をした場合において、当該会社が債務超過の状態にあるときは、清算義務を負う者(有限責任公司の場合は株主、株式会社の場合は董事会)に、破産の申立義務があります。 債権者による申立ての要件が債務者による申立てよりも緩やかであり、かつ債権者は申立てに際して予納金を納付する必要がないため、実務上、債務者の支払いを強制するための手段として、債権者による破産の申立てがしばしば行われます。

Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	原則として債務者の住所地(登記住所)を管轄する裁判所です。但し、深圳、北京、上海、天津、広州、温州の六つの都市に所在する会社の倒産手続については、上記六つの都市の会社の倒産関連事件を集散的に扱うために 2019 年に特別に設置された倒産専門法廷が受理します。

Q5	倒産手続が開始されると、倒産手続をリードするのは誰ですか。
A5	倒産手続が開始されると、裁判所が任命する管財人が、債務者の財産及び経営を自ら管理して、倒産手続をリードします。再生手続において、債務者が申し立て、かつ裁判所が認めた場合、債務者が管財人の監督の下で財産及び経営を自ら管理することもあります。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	弁護士は、債務者又は債権者の申立代理人となるほか、申立前後の法律問題について当事者にアドバイスします。また、各地の管財人リストに載せられている弁護士事務所又は弁護士個人は、裁判所の任命を受けて管財人にもなります。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	企業破産法に基づく倒産手続は、一般論として信頼性があるといえるものの、裁判所が倒産申立ての受理に慎重な態度を取っており、広く利用されているとはいえません。但し、最高人民法院（最高裁判所）は、裁判所に倒産申立ての受理を促すよう通知や指導を行い、倒産専門法廷をも設置し、倒産手続の受理件数が近年増えてきています。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのようなものがありますか。
A8	全国の倒産事件について、法令によって公告が必要とされる情報は、最高人民法院が運営しているウェブサイト(http://pccz.court.gov.cn/pcajxxw/index/xxwsy)において公開されており、誰でもアクセスすることができます。それと同時に、倒産手続の管轄裁判所の掲示板やウェブサイトで掲示されるほか、新聞での掲載や債務者の住所地での掲示（例えば、マンションのドア又はその付近での通知・公告書の掲示）が行われることもあります。また、裁判所や管財人は、電話、ショートメッセージ、ファックス、電子メール、SNS、グループチャット等、相手の受領を確認できる簡易交信手段により、債権者、債務者及びその他の利害関係人に通知や告知をすることができますとされています。 なお、破産申立ての有無を問わず、一般的に会社情報を取得するソースとしては、国家市場監督管理総局が運営しているウェブサイト(http://www.gsxt.gov.cn/index.html)があります。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	倒産手続が開始された場合、管財人が同時に指定され、債務者はこれまで通りの業務を続けられなくなります。第一回債権者集会を開催する前には、管財人が債務者の業務を継続するかどうかを決め、当該決定について裁判所から許可を得る必要があります。また、管財人は、賃貸借契約等の双務契約を解除するかどうかを選択し、その選択を相手方に通知します。相手方も管財人に対して当該契約を履行するかどうかを回答するよう催告することができます。管財人が倒産手続の開始後 2 か月以内に通知しなかった場合や、相手方の催告を受けた日から 30 日以内に回答しなかった場合には、管財人が当該契約を解除したとみなされます。

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	原則として認められません。倒産手続が開始された場合、法律により認められる例外の場合（相殺等）を除き、債権者は手続を通じて権利を行使し、債権者に対する個別の弁済は無効です。裁判所による倒産手続の申立ての受理決定により、債務者に関する係属中の訴訟・仲裁手続や強制執行は停止され、保全手続も解除されます。担保権については、A13 をご参照ください。

Q11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A11	倒産手続開始前に発生した債権の債権者は、企業破産法に基づく倒産手続を通じて権利を行使するものとされています。具体的には、債権者が管財人に対して債権届出を行い、債権者名簿に記載された債権者は、企業破産法が定める順位に従って保護されます。担保権については、A13 をご参照ください。

Q12	倒産手続開始後に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A12	倒産手続開始後に発生した債権は保護されます。倒産手続開始後、双務契約の継続履行によって生じる債権や、債務者の業務継続によって払われるべき報酬や社会保険料その他債権等は共益債権として、倒産手続費用(裁判費用、管財人の費用・報酬等)とともに債務者の財産から随時支払われます。共益債権は、倒産手続費用には劣後しますが、破産手続における配当においては他の債権に優先します。すなわち、破産手続では、破産財団について破産費用、共益債権が優先して弁済された後、法律に従って労働債権、租税債権及び一般債権が順次に弁済されます。

Q13	担保権者は、一般債権者と異なる権利を享受できますか。
A13	担保権者は、破産手続において、原則として、いつでも管財人に対して、担保物を換価して優先弁済を行うよう求めることができます。これに対して、再生手続においては、担保権の実行が原則停止されます(但し、担保物の棄損又は著しい価値減少が生じる可能性があり、担保権者に損害を与える場合には、裁判所に担保権の実行を求めることができます。)。また、再生手続における債権者のクラス分けにおいても、担保権者は、一般債権者等とは異なるクラスに分類されます。なお、合意により担保権を設定していなくとも、取引債権者が自動的に法律で担保権(先取特権)を得ることがあります。その場合、管財人は、対象物の時価を限度に債務の返済又は代替する担保の提供を行うことによって、対象物を取り戻すことがあります。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	最高人民法院が運営している公告ウェブサイトによれば、2020年1月22日以降、1000社を超える会社について倒産公告がなされました。そのうち、有名な大手企業は10社以上ありました。このような状況を踏まえて、最高人民法院は、司法解釈として、2020年4月に「破産案件を法により効率よく審理できるよう推進することに関する意見」を、続いて5月に「新型コロナウイルスに関連する民事事件の合法・適切審理における若干の問題に関する指導意見(二)」を公布しました。前者は、倒産審理の効率を高めることによって倒産手続のコストの削減を図るものです。後者は、新型コロナウイルス感染症の影響がある倒産事件の審理に関する規則を明確にし、早期の企業救済を図るものです。 上記の司法解釈では、主に次のような事項が定められています。 ● 倒産開始審査において、債務者に直接に通知することができないために公告を行う場合、60日の公告期間完了を待つ必要がなく、公告時をもって通知完了とすることができる。 ● 裁判所は、管財人による債務者財産の調査のために、案件登録システムを提供するものとする。 ● 裁判所は、債務者財産の管理権限が確実に管財人に移行されるために、移行の内容及び期限について決定し、決定を履行しない債務者に対して強制措置を取ることができる。 ● 債権者集会の開催・議決の効率を促進するための方法や、一定の条件を満たした倒産事件に関する簡易手続の適用及びその内容を定める。 ● 債務者の法定代表者その他の倒産手続に協力する義務を負う者による違法行為に基づく身柄拘束等の強制措置を充実させ、債務者の弁済回避行為を予防・阻止するために、管財人が取消権、取戻権及び損害賠償請求権等を行行使し、関係者の民事責任を追及するほか、犯罪の疑いがある者を警察等の関連部署への移送すべきであることを明記している。

- 裁判所は、早期の企業救済を図るために、新型コロナウイルス感染症の流行又はその拡大防止措置の影響を受けて財政危機に陥った会社に対して、倒産原因の解消措置を採択するよう積極的に誘導し、又は私的整理手続によって債務危機を解消するよう誘導するものとし、また、倒産手続の執行中止、保全解除等の制度による企業価値の維持を目的とした執行事件から倒産事件への移行や再建型倒産手続の活用を誘導するものとする。
- 新型コロナウイルス感染症の流行期における債務者の義務履行、再生計画案の提出、再生計画の実施等に関する猶予期間を定め、融資債権の共益債権扱いや倒産事件の審理における情報手段の活用推進について定めている。

なお、中国において、現時点では個人に関する倒産制度が存在していませんが、近時、浙江省の一部の地方、深圳市等の地方で、個人の倒産制度に関する立法の動向も見られています。

【中国(メインランド)】

弁護士 若林 耕

ko.wakabayashi@amt-law.com

外国法事務弁護士(中国(メインランド))

屠 錦寧

tu.jinning@amt-law.com

2.【台湾】

Q1	破産法が存在しますか。
A1	台湾における破産法は 1935 年に施行され、これまで 4 回の改正（直近は 2018 年 6 月 13 日付改正）を経ています。台湾破産法は、全ての会社や個人の破産に適用され、日本の破産法に近い制度といえます。

Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	上場会社等公開会社を対象とする会社更生手続については、台湾会社法（282 条乃至 314 条）に定められています。

Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続（以下総称して「倒産手続」といいます。）の申立権者は誰ですか。
A3	破産手続については、債務者又は債権者が申し立てることができます。一定の場合には、債務者の取締役会や清算人に申立義務が発生します。 会社更生手続については、債務者、発行済株式総数の 10%以上を 6 か月以上保有する株主、発行済株式総数の金額の 10%以上に相当する債権を保有する債権者、一定要件を満たした労働組合、又は 3 分の 2 以上の従業員が、会社更生手続を申し立てることができます。

Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	債務者の登記住所を管轄する地方裁判所です。

Q5	倒産手続が開始されると、倒産手続をリードするのは誰ですか。
A5	破産手続においては、裁判所が選任する破産管財人が破産手続をリードし、破産財団の管理、債権及び資産の明細の作成、配当等を行います。なお、債権者集会は破産手続の監督、破産財団の管理方法、債務者の営業の継続又は停止を決議できます。 会社更生手続の場合、更生管財人は、債権者、株主、取締役又は主務官庁等が推薦した専門家から裁判所が選任し、更生管財人は会社更生業務の執行を行い、手続をリードします。一方、債権者は関係者として、関係者集会に参加し、会社の業務状況等の報告を聴取し、更生計画を決議できます。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	弁護士は、債務者又は債権者の申立代理人となるほか、申立前後の法律問題について当事者にアドバイスします。破産管財人として関与することもあります。 ※破産管財人は裁判所が選任し、弁護士会、会計士会が提出した「破産管財人候補者名簿」（破産管財人に就任する意向を有する会員を記載する名簿）から弁護士又は会計士を破産管財人として選任することができます。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	台湾破産法は 1935 年に施行されて以降、大幅な改正は行われておらず、時代遅れとの批判があり、実際利用される頻度はそれほど高くはありません(台湾司法院の統計情報によれば、2019 年の申立件数は 205 件、うち 25 件のみが破産宣告を受けました。)。会社更生手続は上場会社等公開会社のみを適用対象としていますが、年間数件程度申立例があります。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのようなものがありますか。
A8	台湾司法院の裁判所公告検索サイトの「消費者債務整理・破産公告(https://cdcb.judicial.gov.tw/abbs/wkw/WHD9A01.jsp)」では、破産宣告、債権者集会、配当表等公告すべき事項が公開され、誰でもアクセスすることができます。また、裁判所は破産宣告を公告する際、判明している債権者、債務者及び財産保有者に対しても通知しなければなりません。 会社更生の申立ての受理又は却下に関する裁判所の決定等は、台湾司法院の裁判所判決検索サイト(https://law.judicial.gov.tw/FJUD/default.aspx)で公開され、誰でもアクセスすることができます。会社更生の申立てを受理する裁判所の決定は、裁判所が選任する更生監督人及び更生管財人、債務者、知っている債権者及び株主に書面で送達されます。 上場会社等公開会社の場合、その財務諸表等は台湾証券取引所が運営する「上場会社等の公開情報開示サイト(MOPS)(https://mops.twse.com.tw/mops/web/index)」で開示され、誰でもアクセスすることができます。非公開会社の場合、公的なサイト等により財務情報を取得することはできません。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	破産手続が開始された場合、管財人が選任され、原則として債務者はこれまで通りの業務を続けられなくなります。但し、第一回の債権者集会を開催する前に、裁判所の許可を得た場合に限り、債務整理の必要な範囲内で、債務者は業務を継続することができます。 会社更生手続が開始された場合、会社業務の経営及び財産の管理処分権限は更生管財人が引継ぎ、通常の業務は続けられますが、業務又は経営方法の変更、借入れ、重要な人事の任免等は更生監督人の事前同意を得る必要があります。また、破産手続及び会社更生手続のいずれも、双務契約の解除権に関する規定がありません。

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	破産手続が開始される前に、債務者の財産に質権、抵当権、留置権を有する債権者は、その財産について別除権を有し、破産手続によらずに権利を行使できます。無担保債権を有する債権者による個別の債権回収行為は認められません。 会社更生手続が開始されると、各債権は会社更生手続に従い管理され、個別の債権回収行為は原則として認められません。会社更生手続が開始されると、会社の破産、和解、強制執行や訴訟手続は停止されます。

Q11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A11	破産手続開始前に発生した債権は、別除権を有するものを除き、破産債権に属し、破産手続において保護されます(別除権を有する債権者は破産手続によらず権利を行使できます。)。その債権者は、債権届出期間内に債権を届け出る必要があります。届出を行わなかった債権者は破産財団から弁済を受けられません。 会社更生手続開始前に発生した債権は、更生債権として、会社更生手続において保護されます。その債権者も、債権申告期間内に届出を行う必要があります。届出を行わなかった債権者は会社更生手続において弁済を受けられません。

Q12	倒産手続開始後に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A12	破産手続開始後、管財人による破産財団のための行為により発生した債権及び双務契約の継続履行により発生した債権は財団債権として、破産財団から随時弁済されます。 会社更生手続の場合、会社更生手続が開始された後に、会社の継続運営を維持するために発生した債権は共益債権として、更生債権より優先的に弁済されます。

Q13	担保権者は、一般債権者と異なる権利を享受できますか。
A13	破産手続の場合、担保権者は、担保物につき別除権を有し、破産手続によらずに担保権を実行できます。弁済されずに残った被担保債権は、破産債権とされます。 会社更生手続では、担保権者の債権は、担保権付更生債権とされ、会社更生手続に従い弁済を受けます。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	2019 年 9 月、台湾の液晶パネルメーカーである中華映管股份有限公司の取締役会は、破産を申し立てました。従業員約 1900 名に対する賃金と解雇手当が支払われず、労働当局が 7.84 億台湾ドル(約 28.6 億円)を立て替えたことが過去最大規模であり注目を集めました。なお、現時点ではまだ破産宣告は決定されていません。 2016 年に、破産法の全般的改正の法案が立法院(台湾の立法機関)に提出されましたが、現時点では正式に可決する目処は立っていません。

【台湾】

弁護士 若林 耕

ko.wakabayashi@amt-law.com

台湾弁護士 吳 曉青

wu.hsiaoqing@amt-law.com

3.【香港】

Q1	破産法が存在しますか。
A1	はい、存在します。 香港では、日本法上の破産手続に相当する手続として、会社を対象とする強制清算 (Compulsory Liquidation) と個人を対象とする破産 (Bankruptcy) が別手続として制定されています。会社を対象とする強制清算は、the Companies (Winding-Up and Miscellaneous Provisions) Ordinance により規律されますが、個人の破産に関する Bankruptcy Ordinance の条文も一部会社の強制清算に適用されます。 ※なお、香港には上記の強制清算のほか、(i) 会社が債務超過に陥っていない場合の任意清算 (Members' Voluntary Liquidation) 及び(ii) 会社が債務超過に陥っているが裁判所が関与しない債権者による任意清算 (Creditors' Voluntary Liquidation) の手続もありますが、本ニュースレターでは強制清算のみを取り上げています。

Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	いいえ、香港には民事再生及び会社更生にあたる制度はありません。 但し、香港には会社の減資・会社の合併等の際にも使われる Scheme of Arrangement という整理計画にあたる制度が存在し、Scheme of Arrangement が成立するためには、整理計画の内容につき、計画会議で議決権行使をした債権者の過半数、かつ、債権額の 75%以上を占める債権者が賛成し、裁判所の承認が必要となります(整理計画が裁判所により承認されると、その内容に反対した債権者を含む全ての関係者が当該計画に拘束されます。)。 Scheme of Arrangement に対して裁判所の承認を得るまでは、債権者はいつでも債務者に債権回収の法的アクションを起こしたり、強制清算手続の申立てをすることができます。

Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続(以下総称して「倒産手続」といいます。)の申立権者は誰ですか。
A3	強制清算の申立権者は債務者(会社)、債権者等様々ですが、多くの申立ては債権者によってなされます。

Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	香港の高等法院(High Court)です。

Q5	倒産手続が開始されると、倒産手続をリードするのは誰ですか。
A5	仮管財人(※)及び管財人が裁判所の監督下で強制清算手続を進めます。なお、債権者の一部で構成される債権者委員会(Committee of Inspection)が設置されることも多く、債権者委員会が設置された場合、一部の事項については管財人等が手続を進める前に債権者委員会の同意が必要です。 ※仮管財人とは、裁判所が管財人の任命前に債務者の資産保全に必要と認める場合、裁判所が、申立人の申立てに基づき、管財人が任命されるまでの間、任命する暫定的な管財人です。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	・債務者(会社)又は債権者の強制清算申立ての代理 ・仮管財人及び管財人(※)のアドバイザー ・債権者による債権届出の代理 ※仮管財人及び管財人には、主に香港の公認会計士が任命されます。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	強制清算手続は、仮管財人及び管財人が裁判所の監督のもと英国法をベースにした清算手続に関する法令に基づいて進めるため、日本企業にとって信頼性の高い手続といえます。 一方、配当が終わるまでに数年の歳月がかかる可能性があり、また当然のことながら、会社に十分な資産がなかった場合、特に一般債権者への配当は全くないか少額となる可能性があります。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのようなものがありますか。
A8	債務者が強制清算手続を開始しているかどうかは、香港政庁の Official Receiver's Office のサイト上で確認することができます。また、一定の事項については官報や新聞で公告されるほか、管財人は債権者会議の開催、債権届に関する情報等を債権者に通知しなければなりません。 債務者の経営状態を調べるためには民間の調査会社を利用する方法がありますが、主な情報源は調査対象会社の従業員等への聞き取りによるものであり、内容にはあまり期待できないのが通常です。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	強制清算手続が開始される場合、債務者(会社)の取締役の権限は停止され、債務者の資産は全て仮管財人及び管財人の管理下に置かれます。仮管財人と管財人は基本的には債務者のビジネスを停止し会社の資産の現金化に努めます。 但し、管財人等が、債務者の事業の全部又は一部の継続により債権者に対する配当が増えると判断する場合、裁判所及び債権者委員会の承認を前提として事業が継続されることもあります。

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	債権者は、独自の債権回収をできないことが原則です。 有効な Fixed Charge(固定担保)であれば担保権の実行が可能です(なお、担保権には複数の種類があり、その取扱い、優先順位等については関連法律に従う必要があります。)。

Q11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A11	倒産手続開始前に発生した債権については、債権者が債権届出を行い、管財人がその債権を認めた場合には保護されます。なお、実際の配当の有無及びその金額は、債権の種別による優先順位と債権者の資産額により左右されます。

Q12	倒産手続開始後に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A12	債務者が清算手続を開始した後に発生する債権は全て仮管財人・管財人の合意のもとに発生することになり、その取扱い扱いについても仮管財人・管財人との事前の合意によります。

Q13	担保権者は、一般債権者と異なる権利を享受できますか。
A13	担保の種類に応じて優先順位は異なりますが、一般債権者に比べて優先的に配当を受けることができます。 固定担保(Fixed Charge)の担保権者は、原則として個別に担保権を実行できます。浮動担保(Floating Charge)の担保権者は、一般債権者の一つ前の優先順位で強制清算手続の枠組みの中で配当を受ける必要があります。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、最近、強制清算手続の申立件数が増えています。 新型コロナウイルス関連ではありませんが、香港の裁判所は海外の清算手続に関して必要とされる援助を提供する権限を持っており、2019 年には、香港でも事業を行っていた日本企業が日本において倒産手続を開始し、当該手続の管財人が、日本における倒産手続に必要な情報を取得するため、香港の裁判所に対し、香港の銀行に対する情報開示の命令を求め、認容する判決が出されました。これは香港の裁判所が日本における倒産手続の管財人の申立てを認めた初めてのケースとされています。

【香港】

香港弁護士 中村 祐子

hirokohxn.nakamura@amt-law.com

4. 【シンガポール】

Q1	破産法が存在しますか。
A1	会社の破産・再生手続については、主に会社法やその下位規則(会社規則や会社(清算)規則)において規定されています。 破産法(the Bankruptcy Act)という名の法律も存在しますが、個人の破産や再生手続を規定しており、会社の破産・再生については適用されません。 ※なお、2020 年 7 月 30 日から新たにリストラクチャリング及び清算法(Insolvency, Restructuring and Dissolution Act 2018)が施行されます。これにより、会社及び個人の破産・再生手続が同法により統一的に規定されることになり、法制度も変更されます(破産法(the Bankruptcy Act)は廃止され、会社法におけるリストラクチャリング、清算等に関する規定は修正又は削除されます。)。リストラクチャリング及び清算法の制定による制度の変更点については、今後ニュースレターでの解説を予定しています。 ※なお、本ニュースレターでは、会社に関する倒産手続のうち、日本法上の破産手続に相当する強制清算のみを取り上げます。シンガポールにおける清算手続には、裁判所による清算手続である強制清算に加え、任意清算という手続も存在しますが、本ニュースレターでは任意清算は取り上げません。 ※また、会社法には、再生型手続として債務整理手続(Scheme of Arrangements)や更生管財手続(Judicial Management)が定められていますが、本ニュースレターでは割愛します(債務整理手続(Scheme of Arrangements)や更生管財手続(Judicial Management)については、2017 年 5 月のニュースレターにて概要を説明しておりますので、ご参照ください。))。

Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	いいえ、上記 A1 の通り、会社の再生型手続について独立した特別の法律は存在しません。

Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続(以下総称して「倒産手続」といいます。)の申立権者は誰ですか。
A3	強制清算は、会社、債権者、株主、清算人、更生管財人及び法律により指定された大臣等が申し立てることができます。

Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	高等裁判所(High Court)が受理します。

Q5	倒産手続が開始されると、倒産手続をリードするのは誰ですか。
A5	強制清算が申し立てられてから、裁判所が清算命令を出すまでは、申立人が手続をリードします。清算命令が出た後は、清算人が主体となって債務者財産の換価、配当等の手続を進めますが、清算人は、換価及び配当にあたり、株主総会の決議等を尊重しなければなりません。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	弁護士は、債務者又は債権者の申立代理人となるほか、申立前後の法律問題について当事者にアドバイスします。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	強制清算は法的に安定した手続と認められており広く利用されています。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのようなものがありますか。
A8	会社が強制清算手続を開始しているかどうかについては、Ministry of Law Insolvency Office のウェブサイトにある”Corporate Insolvency research”等で検索することができます。 裁判所に対して強制清算が申し立てられた場合には、官報及び日刊新聞に掲載されます。 シンガポールにおいては、会社の財務状況について、誰でも、インターネット上で Accounting and Corporate Regulatory Authority (ACRA)の管理する Bizfile を取得することにより確認できます。但し、免除非公開会社 (Exempt Private Company)については ACRA への財務諸表の提出義務がないため、任意で提出している会社の情報しか見ることはできません。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	清算手続が開始されると、債務者の営業を行う権限が会社役員から清算人に移り、清算人が清算に必要なと判断した取引しか行うことができなくなります。そのため、清算手続開始前と同様の取引を継続することは基本的にできません。 なお、清算手続開始前に締結した契約や取引については清算手続開始後も原則として有効ですが、一定の取引については清算人により取り消される可能性があります。

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	担保権者による担保権の実行は可能ですが、その他の通常の債権については、法定の手続を経ない限りできません。

Q11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A11	法定の順位に従って保護されます。

Q12	倒産手続開始後に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A12	清算手続開始後、清算に必要な取引等により債務者に対する債権が発生した場合、当該債権は清算手続開始前に発生していた債権に優先して弁済を受けることができます。

Q13	担保権者は、一般債権者と異なる権利を享受できますか。
A13	担保権者は清算手続に組み込まれず、清算人が選任された場合でも、担保権者は担保権を実行できます。但し、担保物の換価等によっては弁済されなかった残余额については他の（無担保）一般債権者と同様の取扱いになります。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	2020 年 4 月、シンガポール大手石油取引会社ヒン・レオン社につき更生管財手続が開始されましたが、ヒン・レオン社独力での再建・債務整理は難しいとされています。

【シンガポール】

弁護士 前田 敦利

atsutoshi.maeda@amt-law.com

弁護士 山本 純代

sumiyo.yamamoto@amt-law.com

シンガポール弁護士 アガルワル オス

os.agarwal@amt-law.com

5.【タイ】

タイ倒産法に関する情報については、2020 年 8 月発行予定の弊所ニュースレターもご参照ください。

Q1	破産法が存在しますか。
A1	タイには倒産法という法律があり、破産手続だけでなく、事業再生手続についての要件や手続も定めています(以下「タイ倒産法」といいます。)

Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	いいえ、上記 A1 の通り、事業再生手続もタイ倒産法に規定されており、再建型手続について独立した法律はありません。

Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続(以下総称して「倒産手続」といいます。)の申立権者は誰ですか。
A3	破産手続については、債権者に申立権があります(債務者に破産の申立権はありません。)。但し、タイ民商法(日本の民法と会社法を一つにまとめたような法典)による任意の会社清算手続において会社の債務超過が判明した場合、解散決議に任命された清算人も破産を申し立てることができます。 事業再生手続については、債務者、債権者又は国家機関(対象会社の監督当局であるタイ銀行、証券取引規制当局等)に申立権があります。

Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	倒産裁判所です。倒産裁判所は、一般民事裁判所とは別に存在する、事業再生事件や刑事事件を含めた倒産関連事件を審理し、判決を下します。

Q5	倒産手続が開始されると、倒産手続をリードするのは誰ですか。
A5	破産手続又は事業再生手続での重大事項は、債権者集会が決議するため、破産手続においても事業再生手続においても、債権者が手続に対し最も影響力を有します。 管財人は、破産手続や事業再生手続を支援するために任命される行政官です。行政官である管財人は倒産事件を監督し、再生計画作成者、再生計画管理者や債務者役員が不在の場合に債務者の資産及び事業を管理します。 事業再生手続では、裁判所が、債務者又は債権者の推薦を受けて、再生計画作成者を任命し、再生計画作成者が再生計画を作成し、裁判所及び債権者に提示して承認を受けます。再生計画においては、債権者及び裁判所の承認を得て、再生計画管理者が指定されます。再生計画管理者が、事業再生計画に従って債務者の事業を管理します。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	弁護士は、債務者や債権者のアドバイザー又は代理人として、破産手続・事業再生手続の申立ての可否を判断する段階、申立て、手続中において関与します。また、弁護士は債権者の代理人としても倒産手続に関与しますが、管財人になることはありません。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	タイ倒産法に基づく手続は広く使われており、信頼できます。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのような手段がありますか。
A8	管財人は、財産管理命令(Receivership Order)、破産宣告、再生計画作成の任命といった裁判所の決定を官報(Royal Thai Government Gazette)((http://www.mratchakitcha.soc.go.th/index.php))に掲載し、誰でも同誌のオンラインサイトで裁判所の決定を確認することができます。 また、法定の会社の財務諸表、定款、株主リストは商務省事業開発局において一般に開示されており、また商務省事業開発局で開示されている情報をまとめた民間のデータベースもあります(https://datawarehouse.dbd.go.th/index)。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	破産手続においては、破産が申し立てられても、債務者の事業経営に影響を与えませんが、財産管理命令が出されると、事業経営権限は債務者から管財人に移管します。 債務者と第三者との間の契約及び取引は全て引き続き有効であり、契約当事者は財産管理命令が出された後であっても、かかる契約又は取引の条件に引き続き拘束されます。但し、債務者による当該取引に基づく債務の履行は、原則として、管財人の許可がなければ禁止されます(例外的に、裁判所、管財人や債権者集会の承認があると認められる場合があります。)

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	いいえ。破産手続においては、裁判所が財産管理命令を出し、債権者は債務者に対し債権回収のための民事訴訟を提起することはできません。この場合、債権者は、破産手続において弁済を受けるために債権を届け出るか、他の債権者と共に、裁判所が監督する和解の手続において交渉しなければなりません。なお、担保権の実行については、A13をご参照ください。 事業再生手続においては、裁判所が事業再生手続開始の申立てを受理すると、自動停止効力が発生し、債務者は、原則として取引義務を履行することが認められず、債権者は債務者に対し支払請求の訴えを提起することはできません。継続中の訴訟や判決の執行は停止されます。 但し、製造に重要な資材のサプライヤーへの支払い等、通常事業継続に必要な取引については、履行が認められます。

Q11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A11	破産手続では、債務者は、裁判所が財産管理命令を出すまで、取引に基づく債務を履行することができます。裁判所が財産管理命令を出した後は、債務者は、財産又は業務に関する一切の行為をすることができず、財産及び業務を管理する権利を管財人に移管します。裁判所が財産管理命令を出した後に債務者が行った取引は、無効とみなされます。債権者は、かかる債権の回収するために、債権を届け出なければなりません。

Q12	倒産手続開始後に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A12	財産管理命令が発せられた後に発生した債権については、管財人が支払うか否かを決定する権限を有します(但し、管財人は裁判所や債権者の監督に服するため、管財人の完全な裁量とはいえません。)。例えば、公共料金や賃金の支払いについては、管財人は支払いを認めます。債権者は、裁判所又は債権者委員会に弁済の許可を求めることも可能ですが、手続は複雑で時間がかかります。

Q13	担保権者は、一般債権者と異なる権利を享受できますか。
A13	はい。破産手続においては、担保権者は、原則として倒産手続によらずに担保権を実行することができます。 事業再生手続においては、原則として裁判所の許可がなければ、担保権を実行することはできません。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	2020年5月26日、ナショナル・キャリア・フラッグであるタイ国際航空は、事業再生手続を申し立てました。申立ては受理され、倒産裁判所が、タイ国際航空につき事業再生手続を開始するか否かを決定する最初の審理は、2020年8月17日に予定されています。 また、タイの低コスト航空会社(LCC)のノックスコート・エアラインも、2020年6月26日、会社を任意清算することを発表し、同年7月14日の同社の株主総会で承認されました。

【タイ】

弁護士 安西 明毅

akitaka.anzai@amt-law.com

タイ弁護士 スラポン ダムロングタラクールサク

surapong.damrongtrakoolsak@amt-law.com

6. 【ベトナム】

Q1	破産法が存在しますか。
A1	はい、存在します。Law on Bankruptcy (51/2014/QH13)という 2014 年に制定された法律です(以下「ベトナム破産法」といいます。)。ベトナム破産法の一部として、再生手続が定められています。なお、ベトナム破産法は個人には適用されず、個人に関する破産法は存在しません。

Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	いいえ、再生手続につき、独立した法律はありません。 また、民事再生と会社更生の区別はありません。

Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続(以下総称して「倒産手続」といいます。)の申立権者は誰ですか。
A3	債権者(全部の債権が担保されている債権者は除きます。)、従業員、労働組合その他一定の株主等に申立権があります。他方で、会社の法定代表者等については、会社の弁済能力喪失時の申立義務が定められています。

Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	事案に応じて省(province)又は県(district)レベルの人民裁判所(ベトナムにおける通常の裁判所)です。

Q5	倒産手続が開始されると、倒産手続をリードするのは誰ですか。
A5	管財人や債権者集会が倒産手続をリードします。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	弁護士は、債務者や債権者のリーガルカウンセラーとして関与するほか、管財人として関与することもあります。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	実情として積極的な利用は必ずしも多くありません。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのようなものがありますか。
A8	一定の情報を企業登記ポータルサイト(National Enterprise Registration Portal)において確認できますが、財政状態等について情報を集める手段は上場会社等を除いて限られています。 倒産手続が開始した場合、人民裁判所は債権者に通知するほか、企業登記ポータルサイト、人民裁判所のウェブサイト等への情報の掲載が法律上定められています。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	これまで通りの取引を継続することは可能ですが、裁判所及び管財人の監督に服します。

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	倒産手続が開始されると、原則として無担保債権の弁済は禁止されるためできません。担保権の実行についても一時停止されます。

Q11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A11	倒産手続開始前に発生した債権の債権者は、ベトナム破産法の規定に基づき債権届出を行います。債権者名簿に記載された債権者は、破産法で定める順位に従って保護されます。

Q12	倒産手続開始後に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A12	破産手続開始後に債務者の経営活動の再建を目的として発生した債権については、配当において一般の無担保債権の弁済に優先します。

Q13	担保権者は、一般債権者と異なる権利を享受できますか。
A13	担保権者は一般債権者に優先して保護されます。もともと、一時停止された被担保債権の処理については、まずは管財人による裁判所に対する提起に基づいて、裁判所の審査を受ける必要がある等、当然に手続外で担保権を実行できるわけではありません。なお、再生手続における再生計画に担保財産を含める場合、担保権者の同意が必要です。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	2020 年 5 月、海外ブランド品等の電子商取引ビジネスで有名なルフレア(Leflair)社の破産手続が開始しました。

【ベトナム】

弁護士 三木 康史

yasufumi.miki@amt-law.com

弁護士 牛之濱 将太

shota.ushinohama@amt-law.com

7.【インドネシア】

Q1	破産法が存在しますか。
A1	インドネシアにおける倒産手続は、破産及び負債支払義務の不能に関する法律(2004 年法令 37 号)により定められています。当該法律では、いわゆる破産に関する手続のほか、日本の民事再生に類似する手続である支払猶予に関する手続(PKPU)も定められています。

Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	いいえ、独立した法律は存在しません。

Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続(以下総称して「倒産手続」といいます。)の申立権者は誰ですか。
A3	債権者又は債務者が、破産手続又は支払猶予手続を申し立てます。 例外的に検察官等が申し立てられる場合もあります。

Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	ジャカルタ、マカッサル、メダン、スラバヤ及びスマランに所在する商事裁判所です。

Q5	倒産手続が開始されると、倒産手続をリードするのは誰ですか。
A5	破産手続においても支払猶予手続においても、管財人が、手続を主導するといえます。裁判所は基本的に管財人の判断に依拠します。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	弁護士は、債務者又は債権者の代理人として倒産手続に関与します。管財人となることもあります。 ※破産手続又は支払猶予手続における管財人は、法務人権省に登録された者から選任されます。弁護士も特別な研修を受け試験に合格すれば、管財人になることができ、弁護士の他、会計士、仲裁人、調停人、知財コンサルタント、キャピタルマーケットコンサルタント等になることができます。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	公的な統計は見当たりませんが、実務上、会社が債務超過になった場合等に、破産手続又は支払猶予手続を利用する事例は多いように思われます。しかしながら、特に外国債権者にとって倒産手続の進捗や概要を把握することは必ずしも容易とはいえず、また破産手続中において選任される管財人から違法な支払いが求められる事例もあるともいわれているため、破産手続に対しては慎重な対応が必要となります。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのような手段がありますか。
A8	債務者に対する破産手続の開始決定が公告されるほか、実務上、債権者(又はその代理人)が管財人に対して直接面談を申し込み、債務者に関する情報、債権に関する認否及び和議案の方針等について照会することが行われています。 公開会社でなければ会社の財務情報は公開されないもので、特定の会社の財務情報を取得するには、当該会社に請求する以外にありません。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	原則として、破産手続開始後、債務者は事業を継続することはできないとされています。しかしながら、暫定的な債権者委員会による承認、又は当該承認がない場合には担当裁判官からの許可を得ることができるときは、事業を継続することも認められています。

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	個別に裁判所又は管財人から同意を得たような場合を除き、破産手続が開始された場合、債権者による個別の債権の回収は原則として認められていません。担保権の実行も停止されます。

A11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A11	倒産手続開始前に発生した債権の債権者は、当該債権を届け出ることによって配当を受けることができます。支払猶予手続では、債務者が和議案を提案し、一定数以上の一般債権者及び裁判所から承認を得られれば、当該和議案に従った弁済等が進められます。和議案が成立しなかった場合、債務者は破産し破産手続が進められます。 また、破産手続においても、債務者は、債権者に対して和議案を提案することができます。

Q12	倒産手続開始後に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A12	管財人の同意を得て別途担保権の設定等が行われたような場合を除き、破産手続開始後における取引により発生した債権も一般債権として扱われ、優先的な取扱いの対象とはならないと考えられます。

Q13	担保権者は、一般債権者と異なる権利を享受できますか。
A13	破産手続では、手続開始から一定期間、担保権の実行が認められませんが、当該期間が満了すると、担保権者は、原則、担保権を実行して債権を回収できます。支払猶予手続では、手続期間を通して担保権の実行が認められませんが、被担保債権は、他の一般債権者に優先して配当を受けることができます。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	近年、インドネシア最高裁長官は、破産手続及び支払猶予手続における債権評価に関する手続等について定めたハンドブックを公表しました。現時点ではどのようなかたちで当該ハンドブックに定められた手続が運用されるのか、必ずしも明らかではなく、今後の動向を注視していく必要があると考えられます。

【インドネシア】

弁護士 池田 孝宏

takahiro.ikeda@amt-law.com

インドネシア弁護士 ハディ ステファン

steffen.hadi@amt-law.com

8.【ラオス】

Q1	破産法が存在しますか。
A1	ラオスにおいて企業の破産及び事業再生を規律する主要な法律は、2019 年 12 月 26 日付企業再生・破産法(以下「ラオス倒産法」といいます。)です。 ラオス倒産法は、商業銀行、マイクロファイナンス機関及び保険会社を除く、ラオス人民民主共和国の法律に基づいて設立された全ての企業(国家企業又は民間企業)に適用されます。 ラオス倒産法は、2020 年 7 月 9 日に施行され、それによりラオス倒産法以前に企業の破産及び企業再生を規律していた 1994 年 10 月 14 日付企業破産法(以下「ラオス旧破産法」といいます。)は失効しました。

Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	いいえ。しかしながら、ラオス倒産法には、企業の再生手続に関する規律も存在します。

Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続(以下総称して「倒産手続」といいます。)の申立権者は誰ですか。
A3	破産手続又は企業再生手続は、債務者、債務者の 20%以上の議決権を保有する出資者・株主が申し立てることができます。 また、破産手続に関しては、債務者に対し 1000 万ラオス・キープ(約 12 万円)以上の債権を有し、三回以上その弁済を督促した債権者、3 か月以上の未払賃金を有する従業員、又は、ほぼ全従業員への賃金が 3 か月以上未払いで、そのうちの一人以上が労働組合に属している場合は労働組合も申し立てることができます。

Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	債務者の登記住所を管轄する県・市レベルの人民裁判所の商業部です。

Q5	倒産手続が開始されると、倒産手続をリードするのは誰ですか。
A5	ラオス倒産制度においては、債権者が、破産手続においても企業再生手続においても最も影響力を有しているといえます。 例えば、債権者は、倒産手続中、債務者の財産を管理監督し、債務者が策定する再生計画や破産計画を検討し承認します。また、債権者は債務者事業の売却の承認権限、債務者財産処分に対する拒否権限も有します。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	ラオス倒産法においては、弁護士は、債務者や債権者の代理人、法務アドバイザーとして、また、管財人としても、倒産手続全般に関与すると考えられます。 ※なお、破産手続及び企業再生手続において債務者の財産を管理運営する権限を有する管財人は、司法省から、承認・ライセンスを受ける必要があります。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	ラオス倒産法は、2020年7月に施行され、2020年7月20日現在、適用事例はありません。 なお、ラオス旧破産法についてもその規定及び手続が不明確であったため、施行された1994年から25年間、一度も利用されたことはありませんでした。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのようなものがありますか。
A8	債務者は、管財人に対し、財務や事業に関する情報及び書面を提供しなくてはならず、債権者は、債務者又は管財人に対し、かかる情報及び書面の閲覧を請求することができます。ラオスでは、会社の財務諸表が公開情報となっていないので、会社の財務状況を知るには、当該会社に請求するしかありません。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	破産手続において、どの時点で債務者が事業を停止しなければならないのか、法律上の定めはありません。債権者集会が債務者の破産を決議すると、債務者は、全資産を管財人に移譲することが規定されているので、この時点で、債務者は、通常事業を終了すると考えられます。債務者財産を移譲された管財人は、当該財産を換価し債権者への弁済に充当するため、当該財産を執行当局に引き渡さなければなりません。 企業再生手続が開始された場合、債務者は、裁判所の認可を受け、かつ、管財人の監督の下で(財産の管理処分権限は管財人にあるものの)、通常事業を継続することができます。企業再生手続開始前に締結された未履行契約は、管財人の裁量で継続することも解除することも認められています。一方で、取引相手は、裁判所に対し、契約の継続を請求することができます。

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	破産手続又は企業再生手続が開始されると、担保権者を除く債権者は、裁判所の事前承認を得ることなく、債務者又はその資産に対し法的な手続又はその他の措置(例えば、差押え)を開始することはできません。 さらに、債務者又はその資産に対する全ての係属中の法的な手続及び紛争解決手段は、一定の例外的なもの(刑事事件や環境問題を扱う事案)を除き、破産手続又は企業再生手続中は中断されます。

Q11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A11	当該債権については、法定の順位に従い弁済がなされます。

Q12	倒産手続開始後に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A12	ラオス倒産法は、この点を明確に規定していませんが、通常の事業内であれば倒産手続開始後の新規の取引により発生した債権であっても保護されることを示唆しています。但し、債務者による当該取引の履行は、管財人の監督を受けます。

Q13	担保権者であると、一般債権者と異なる権利を享受できるか。
A13	担保権者は、労働債権や事業再生のための貸付債権には劣後しますが、租税債権及び無担保債権には優先して弁済を受けます。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	ラオス倒産法は施行したばかりであり、2020年7月20日現在適用例はありません。

【ラオス】

弁護士 安西 明毅

akitaka.anzai@amt-law.com

タイ弁護士 アバラット サンピブル

aparat.sanpibul@amt-law.com

9.【インド】

Q1	破産法が存在しますか。
A1	はい、存在します。 Insolvency and Bankruptcy Code, 2016 という名前の法律であり、2016 年に制定された、比較的新しい法律です(以下「インド倒産法」といいます。)

Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	いいえ、ありません。 インド倒産法上は、同法に基づく倒産申立てを行った全ての会社は、いったんはスポンサーを探す等の方法により、再建を目指すこととされています。スポンサーが見つからなかった場合、再建計画が債権者委員会により認められなかった場合等、再建が困難な場合に、破産、会社清算手続に移行することになります。

Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続(以下総称して「倒産手続」といいます。)の申立権者は誰ですか。
A3	倒産の申立ては、債権者(金融債権者と一般債権者の双方を含みます。)又は債務者によることが原則ですが、政府当局、中央銀行(RBI)が倒産を申し立てることも可能です。 特に、Non-Banking Financial Company と呼ばれるノンバンクについては、政府や中央銀行が倒産を申し立てた場合にのみ、インド倒産法が適用されるとされています(すなわち、ノンバンクに対する債権者や債務者であるノンバンク自身は、ノンバンクの倒産を申し立てることはできません。)

Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	会社法審判所(National Company Law Tribunal、NCLT)と呼ばれる、会社法や倒産法関連の事案を専門に取り扱う準司法機関です。

Q5	倒産手続が開始されると、倒産手続をリードするのは誰ですか。
A5	金融債権者により構成される債権者委員会(Committee of Creditors)や管財人(Resolution Professional)(初期段階は暫定管財人(Interim Resolution Professional))です。なお、一般債権者は債権者委員会のメンバーになることはできません。債権者委員会には広範な権限が付与されており、インドの倒産手続は、債権者主導といえます。 なお、再建計画は、倒産を申し立てた会社のオーナー株主(プロモーター)を除いては、誰でも提出可能とされています。すなわち、誰でもスポンサーになることができます。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	・債務者又は債権者の倒産申立てを代理する ・管財人(Resolution Professional)となる(管財人は、通常弁護士です。) ・債権者を代理して債権を届け出る。 ・再建計画を提出するスポンサーを代理する 等により関与します。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	2016 年にインド倒産法が制定、施行されて以降、その利用頻度は徐々に増えてきています(2016 年までは、インドには統一的な破産・倒産法自体が存在しなかったため、施行当初はあまり利用例はありませんでした。) 制度や実務が確立するまでは、債務者や、債務者のオーナー株主(プロモーター)による不服申立てが頻発する等、法律上の想定よりも時間がかかる制度になってしまいましたが、最近は徐々にそのような傾向も緩和されてきています。 インド倒産法に基づく倒産手続は、会社法審判所(NCLT)を通じた公的な手続であるため、信頼されています。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのような手段がありますか。
A8	債務者の経営状態については、 ・Annual Report と呼ばれる財務情報を含む年次報告書(公表情報)を見るか、 ・民間の調査会社を任用して調査してもらうか、 等の調査方法が考えられます。資産開示命令等の利用は難しく、調査方法は限られています。 倒産手続に関する情報は、会社法審判所(NCLT)の各決定を同機関のウェブサイト(https://www.ibbi.gov.in/orders/nclt)にて収集することで、相当程度集めることが可能です。これにより、どの会社が倒産手続のどのステージにあるか、管轄している会社法審判所の支部、管財人が既に選任されている場合はその名前等を確認することが可能です。但し、会社法審判所(NCLT)のウェブサイトに掲載されている情報は、(機関自身によるウェブサイト掲載であるにもかかわらず)信用性が保証されているわけではない点に留意が必要です。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	倒産手続開始前に行われていたのと同じ取引を継続することは可能ですが、新たな取引を行うためには管財人(Resolution Professional)の許可が必要です。 インド倒産法上、管財人には、債務者の資産を保全し、かつ、債務者の事業をゴーイングコンサーンとして継続していくために、債務者において倒産手続が開始する前に締結された契約を変更、改定する法令上の権限(以下、便宜上「契約変更権」といいます。)が与えられています。この契約変更権の一環として、管財人は、債務者が締結していた契約に解除条項がない場合でも、債務者資産の保全、事業継続に必要であれば、当該契約を解除することができます(もちろん、契約を解除するのではなく、契約内容を変更することも可能です)。 さらに、管財人は、契約の内容が一方に過度に有利であったり、債権者を欺くものであったり、不当な価格の融資であったりする場合、会社法審判所(NCLT)に対し、このような契約の取消し、無効を申し立てることができます(日本法でいう日否認権に相当します)。

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	原則として認められません。なお、担保権者が保有する担保権の取扱いについては、A13 をご参照ください。 また、債権者がスポンサー候補者として再建計画を提出することは可能です。

Q11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A11	倒産手続開始前に発生した債権については、債権届出を行えば保護され倒産手続において配当を受けることができますが、実際の配当率は債権者委員会により決定されます。 債権者委員会は、金融債権者のみによって構成されるため、債権者委員会が、金融債権者への配当をきわめて手厚く、一般債権者への配当をきわめて少なくする等の問題がありましたが、数度にわたる訴訟を経て、(多少の傾斜であればともかく)金融債権者への配当のみを手厚くするような配当は、会社法審判所により否認される傾向があります。

Q12	倒産手続開始後に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A12	倒産手続開始後に、債務者が通常業務を継続する中で発生する債権のうち、①債務者のゴーイングコンサーンとしての事業維持のなかで発生した債権、又は②事業を継続するためのつなぎ融資に係る債権は、「倒産手続費用」とみなされ、倒産手続開始前に発生した債権よりも、配当において優先します(日本法でいう財団債権に相当する債権となります)。 倒産手続費用には、管財人費用や管財人が事業を継続する中で支払う必要がある費用等が含まれます。また、インド倒産法の施行規則によれば、重要な商品・サービスの対価(公共料金、IT 費用等)も倒産手続費用に含まれ、優先的に配当がされるとされています。

Q13	担保権者は、一般債権者と異なる権利を享受できますか。
A13	原則として、担保権を持たない債権者に優先して保護され、破産手続によらず、担保権の執行を行うことも可能です。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	新型コロナウイルスの感染拡大、それに伴うロックダウンによる経済の停滞を踏まえ、インド政府は通達により、一時的に、 ・倒産申立ての基準額を、「10 万ルピー以上の債務の不払いがあること」から、その 100 倍の「1000 万ルピー以上の債務の不払いがあること」に変更し、さらに ・2020 年 3 月 25 日から少なくとも 6 か月間、債権者や債務者自身による倒産申立て自体ができないようにしました。 これは、新型コロナウイルスの感染拡大、それに伴うロックダウンによる経済の停滞による倒産の増加を防ぐため、といわれていますが、債務者にとっては倒産手続の利用による債務整理の道が閉ざされてしまったことになるため、必ずしも全面的に歓迎されているわけではありません。

【インド】

弁護士 琴浦 諒

ryo.kotoura@amt-law.com

10.【ブラジル】

ブラジル倒産法の概要については、執筆者石井淳がブラジルの法律事務所で研修中に執筆した記事(角田太郎・石井淳「ブラジルの倒産法の概要」 BTMU Global Business Insight 2015 年 9 月 11 日号 (<https://www.bk.mufg.jp/report/insemeaa/BW20150911.pdf>))もご参照ください。

Q1	破産法が存在しますか。
A1	ブラジルにおける倒産法として、2005 年法律第 11,101 号(以下「ブラジル倒産法」といいます。)が存在します。ブラジル倒産法は、原則として全ての会社や個人事業者の倒産に適用されます。ブラジル倒産法においては、破産手続のほか、裁判上の再生手続や裁判外の再生手続も定められています。

Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	いいえ、上記 A1 の通り、ブラジル倒産法が再生手続についても定めています。

Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続(以下総称して「倒産手続」といいます。)の申立権者は誰ですか。
A3	債務者、債務者の株主、債権者等が、裁判所に対して債務者の破産を申し立てることができます。ブラジルでは、債務者の支払いを強制するための手段として、債権者による破産の申立てもしばしば行われています。 一方、裁判上の再生については、債務者のみが裁判所に対してその申立てを行うことができます。

Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	債務者の本店所在地を管轄する裁判所が、債務者の破産決定や再生手続開始決定等を行う権限を有しています。

Q5	ブラジルの倒産手続の特色を教えてください。
A5	ブラジルにおける倒産手続は、債務者側に有利といわれることが多いように思われます。そのため、ブラジル倒産法を改正し、債権者やその他のステークホルダーの利益とのバランスが取れた倒産手続にすべきという指摘もされています。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	債務者や債権者等の関係者にアドバイスを行ったり、管財人に選任されたりする等、弁護士は様々な形で倒産手続に関与します。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	ブラジル倒産法に基づく倒産手続は、一般論としては、信頼性があり、頻繁に利用されている手続といえます。もっとも、様々な課題も指摘されています。例えば、ブラジルにおける倒産手続には時間がかかるため、もっと効率的な手続になるよう、ブラジル倒産法を改正することが重要であるという指摘がされています。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのような手段がありますか。
A8	倒産手続の管轄裁判所のウェブサイトにおいて、倒産手続の有無や情報を確認することができ、原則として倒産手続の記録にアクセスすることもできます。 また、一定の事項については官報や新聞で公告されるほか、管財人や債務者は、倒産手続の開始等の情報を債権者に通知しなければなりません。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	破産手続が開始された場合、管財人が選任され、原則として債務者はこれまで通りの業務を続けられなくなります。 破産手続の場合、原則として管財人は双務契約を解除するかどうかを選択することができ、双務契約の相手方も管財人に対して当該契約を履行するかどうかの回答を求めることができます。一方、裁判上の再生手続の場合、ブラジル倒産法には双務契約の解除に関する規定はなく、原則として双務契約は解除されません。

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	原則として認められません。 裁判所による破産決定又は再生手続開始決定により、原則として全ての訴訟手続や強制執行手続が停止されます。担保権の実行についても、同様に原則として全て停止されます。

Q11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続においてどのように弁済されますか。
A11	ブラジル倒産法において債権の優先順位が規定されており、その優先順位に従って配当を受けることができます。

Q12	倒産手続開始後に発生した債権は、倒産手続においてどのように弁済されますか。
A12	破産決定後に債務者と取引を行った場合、又は裁判上の再生手続開始後に債務者と取引を行い、その後債務者が破産手続に移行した場合、当該取引に基づいて発生した債務者に対する債権は、破産手続における配当において原則として他の債権に優先します。

Q13	担保権者は、一般債権者と異なる権利を享受できますか。
A13	享受できます。 上記 A10 の通り、破産決定又は再生手続開始決定により原則として担保権の実行も禁止されますが、破産手続における配当においては、担保権者が一般債権者等に優先します。(但し、担保権者であっても、一定の金額の範囲では労働債権者には劣後する点に留意が必要です。) また、裁判上の再生手続における債権者のクラス分けにおいても、担保権者は、一般債権者等とは異なるクラスに分類されます。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	2020 年 6 月 30 日現在、新型コロナウイルス感染症による経済危機の影響を緩和するため、ブラジルの連邦議会において、2020 年法案第 1,397 号(以下「本法案」といいます。))が審議されています。本法案は、ブラジルの連邦議会下院ですでに承認されており、現在上院での審理が予定されています。 現時点における本法案では、以下のような事項が定められています。本法案が成立した場合、その効力は、2020 年 12 月末まで、又は新型コロナウイルス感染症による非常事態に関する立法が効力を有する間、生じる予定です。 ● 2020 年 3 月 20 日より後に弁済期が到来した債権の強制執行に関する、30 日間の自動停止期間の設定。なお、当該期間中、担保権の実行、一方的な契約解除、違約金の回収等が禁止される。 ● 債権者との予防的な交渉手続に関する、債務者による申立制度の導入。なお、当該申立てにより、90 日間の強制執行等の自動停止が認められる。但し、申立てにあたり、債務者はその売上が 30% 以上低下したことの証拠を提出しなければならない。 ● ブラジル倒産法の一部の条項の改正。この改正には、(a)既存の再生計画に定められた債務に関する 120 日間の強制執行の停止、(b)現在再生手続中の債務者による既存の再生計画の変更の提案、(c)裁判外の再生計画の承認に必要な債権者の同意の基準の緩和(全債権者の債権の総額の 60%超を保有する債権者の同意からその 50%超を保有する債権者の同意への変更)等が含まれる。

【ブラジル】

弁護士 石井 淳

jun.ishii@amt-law.com

11. 【メキシコ】

Q1	破産法が存在しますか。
A1	メキシコには倒産法(<i>Ley de Concursos Mercantiles</i>)(以下「メキシコ倒産法」といいます。)が存在し、破産手続も再生手続もメキシコ倒産法に規定されています。

Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	いいえ。上記 A1 の通り再生手続もメキシコ倒産法に規定されており、再生手続について独立した法律はありません。 なお、メキシコ倒産法においては、再生手続が原則と位置付けられており、債権者と再生計画について合意できない場合や当初から破産が申し立てられた場合等に限って、破産手続に移行します。

Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続(以下総称して「倒産手続」といいます。)の申立権者は誰ですか。
A3	債務者、債権者及び検察官(<i>Ministerio Público</i>)等です。

Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	債務者の本店所在地を管轄する連邦裁判所です。

Q5	倒産手続が開始されると、倒産手続をリードするのは誰ですか。
A5	監査人(<i>Visitador</i>)、斡旋人(<i>Conciliador</i>)及び管財人(<i>Sindico</i>)等が倒産専門家連邦機構(<i>IFECOM</i>)によって選任され、それぞれ担当ステージをリードします。すなわち、監査人は、債務者が倒産手続開始の要件を満たすか否かを調査し、斡旋人は、債務者と債権者が合意に至ることができるよう支援するとともに、債務者の経営の監督も行います。また、管財人は、債務者が破産手続に移行した場合に、その財産の占有や処分等を行います。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	弁護士は、債務者又は債権者の代理人となります。また、弁護士が監査人、斡旋人若しくは管財人となり、又はそれらを支援することがあります。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	実務上、メキシコにおける倒産手続は、他の法域に比べて時間がかかるといわれています。また、柔軟性を欠き、中小企業にとって利用しにくいとの指摘や、手続費用がかさむとの指摘もされています。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのような手段がありますか。
A8	メキシコには「 <i>Pizarra Concurzal</i> 」と呼ばれるシステムがあり、オンライン上で閲覧可能です。そこでは、現在進行中の全ての倒産手続の情報が頻繁に更新されており、これにより、どの会社が倒産手続のどのステージにあるか、管轄裁判所はどこか、監査人、幹旋人又は管財人が既に選任されている場合はその名前等を確認することが可能です。また、監査人が作成する報告書には債権者のリストが含まれており、かかるリストは倒産手続開始決定にも組み込まれ、連邦政府の官報(<i>Diario Oficial de la Federación</i>)において公表されます。さらに、幹旋人が選任された場合、幹旋人は債権者に対して通常その旨を通知します。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	再生手続の段階では、原則として従前通り取引を継続することが可能です。但し、幹旋人が取引の履行を拒絶した場合はこの限りではありません。 また、双務契約の相手方は、幹旋人に対して当該取引の履行を拒絶するかどうかの回答を求めることができます。幹旋人が拒絶した場合又は 20 日以内に回答しない場合には、双務契約の相手方は契約を解除することができます。

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	倒産手続の開始により、債権者による独自の債権回収は原則として禁止されます。なお、再生手続開始により原則として担保権の実行は禁止されますが、通常の業務に必要な不可欠ではない資産に対する担保権の実行は認められる場合があります。また、債務者が破産手続に移行した場合には、担保権者は、管財人が担保権実行に異議を申し立てた場合等を除き、担保権を実行することができます。

Q11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A11	再生計画においては、通常、各債権が減額され、弁済期限も猶予されるものの、メキシコ倒産法で定められた債権の優先順位に応じて各債権に対する支払いが行われます。また、破産手続に移行した場合も、かかる順位に従って配当が支払われます。

Q12	倒産手続開始後に融資を受けた場合は、倒産手続において保護されますか。
A12	債務者が裁判所の許可を得た上で手続開始後に業務継続に必要な融資を受けた場合、当該融資に関する債権は、配当においてほとんどの債権に優先します。

Q13	担保権者は、一般債権者と異なる権利を享受できますか。
A13	担保権者は、一般債権者に優先して配当を受けることができます。但し、担保権者も、給料債権等の一部の債権の債権者には劣後します。なお、担保権の実行については、上記 A10 をご参照ください。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	2020 年 6 月末、新型コロナウイルス感染拡大による業績悪化を理由としてメキシコ航空大手アエロメヒコ社が米国において再生手続(Chapter11)を申し立てました。

【メキシコ】

弁護士 石井 淳

jun.ishii@amt-law.com

弁護士 西山 洋祐

ynishiyama@basham.com.mx

※メキシコの Basham, Ringe y Correa,
S.C.法律事務所に勤務中

12. 【ロシア】

ロシア倒産法に関する情報については、2020 年 8 月発行予定の弊所ニュースレターもご参照ください。

Q1	破産法が存在しますか。
A1	2002 年 10 月 26 日付連邦法第 127-Φ 3 号「倒産について」が、一般法人、個人、金融機関等の特殊企業についての破産手続や再建型手続を定めています。 ロシア倒産制度では、日本のように、破産手続や再生手続が特定されて申し立てられるわけではなく、債権を履行できない会社について、破産とも再生とも特定されずに倒産手続の開始が申し立てられ、倒産手続の中で適用される手続として破産手続や再建型手続が存在します。そのため、破産手続のみを定めた法律や再建型手続のみを定めた法律は存在しません。
Q2	破産法とは別に、民事再生法、会社更生法が独立して存在しますか。
A2	いいえ、上記 A1 の通り再建型手続も倒産法に規定されており、再建型手続につき、独立した法律はありません。
Q3	破産手続・民事再生手続・会社更生手続(以下総称して「倒産手続」といいます。)の申立権者は誰ですか。
A3	債務者及び債権者(租税当局、労働債権者を含みます。)が倒産を申し立てることができます。
Q4	上記申立てを受理するのは誰ですか。
A4	会社同士の紛争等の経済事件を審理する商事裁判所です。
Q5	倒産手続が開始されると、倒産手続をリードするのは誰ですか。
A5	ロシアの倒産制度では、手続上及び実務上、債権者が重要な役割を担っているといえます。 2020 年 7 月 20 日現在、一般的な会社の倒産においては、倒産手続が開始した時点では、債務者が破産するのか再建するのか確定していません。手続開始後半年ほどの保全手続期間に債務者の財務状況が一時的な管財人により調査され、その上で、債権者集会が債務者を破産させるのか再建させるのか決議をします。最終的には裁判所が決定しますが、債権者の意思が尊重されます。 また、倒産手続の申立ての 9 割が債権者(8 割弱が一般債権者、1 割強が租税当局)による申立てであり、原則、申立人が倒産管財人を推薦します。

Q6	倒産手続に弁護士はどのように関与しますか。
A6	弁護士(※)は、債務者や債権者の代理人として関与することが考えられます。 倒産管財人は、会社の経営経験が法定要件の一つとされており、弁護士が倒産管財人を務めるケースは多くはありません。 ※ロシアでは弁護士資格がない者でも民事法務に従事できるので、ここでの弁護士とは、法律サービスを提供している者全般を意味します。

Q7	破産手続やその他倒産手続の信頼性や利便性、利用度の程度
A7	倒産事件専門のサイトで開示されている統計によれば、2019 年、法人については約 5 万件的倒産手続の申立てがあり、そのうち約 4 万件につき受理されましたが、再建型手続が破産に移行せずに成功裡に終わるのは年間一桁代の数の案件のみであり、再建型手続はあまり機能していません。ロシアでは、債務者が弁済を回避するために債務者の関連会社が債権者として濫用的に倒産を申立てることがあり問題となっていますが、倒産制度の濫用を防ぐ法改正が重ねられています。

Q8	債権者が、債務者の経営状態や倒産手続に関する情報を収集するためにはどのような手段がありますか。
A8	商事裁判所は、判決を含めた事件情報をインターネットで公開しており、倒産に関する判決・決定等も商事裁判所のオンラインシステムで確認できます。 裁判所のオンラインシステムとは別に、倒産事件専門の公的オンラインシステムも構築されており、倒産手続全体の流れ、裁判所が直接関与していない手続、公告・通知、倒産管財人の報告書、競売情報等は、倒産事件専門のサイトで確認できます。 また、ロシア法人は、その活動・財務状況に関する情報を、公的オンラインサイトに掲載する義務があり、当該サイトで会社に関する情報を取得することができます。

Q9	倒産手続が開始されると、債務者との取引をそれまでどおり継続することはできますか。
A9	倒産手続が開始されても、開始後の半年間の保全手続期間においては債務者が破産するのか再建するのか未だ確定していないので、倒産管財人の監督の下、債務者は事業を継続することができます。但し、実際には倒産手続の 9 割は破産手続に進むので、これまで通りの事業継続・取引は難しいと考えられます。 破産手続か再建型手続が始まると、倒産管財人は、一定の場合、未履行の契約を解除することができます。

Q10	倒産手続が開始されると、債権者は独自の債権回収行為ができますか。
A10	倒産手続が開始されると、一旦、債権の個別回収や、担保権の実行は認められなくなります。

Q11	倒産手続開始前に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A11	債権を届け出て認定されれば保護され、法定の優先順位に従って配当を受けることができます。

Q12	倒産手続開始後に発生した債権は、倒産手続において保護されますか。
A12	倒産手続開始後に発生した債権に対しては、倒産手続とは関係なく、弁済が認められます。

Q13	担保権者は、一般債権者と異なる権利を享受できますか。
A13	破産手続では、倒産管財人が担保物を売却し、被担保債権が金融機関債権であれば売却代金の 8 割が、それ以外の債権であれば売却代金の 7 割が、被担保債権の弁済に充てられます。 再建型手続では、裁判所の許可を得て、担保権を実行することができます。

Q14	最近の倒産関連トピック
A14	新型コロナウイルス感染防止措置の影響を受ける業界の会社や、政府として重要と考える会社については、債権者が倒産手続を申し立てることが 2020 年 10 月 6 日まで禁じられています(期間は延長される可能性があります。)。当該措置については、2020 年 5 月発行「Asia & Emerging Countries Legal Updates」をご参照ください。 一方、上記規制の対象となる会社自らが債務者として倒産手続を申し立てる場合、一定の条件の下、裁判所に分割弁済を申請することができ、認められると倒産手続は打ち切られます。 現在債権の届出・認否の手続を大きく変更する改正法案が、国会での最終審議に入っており、近く承認され施行されと考えられています。また、経済発展省は、現行の制度を抜本的に改める法改正案を国家に提出する予定です。

【ロシア】

弁護士 小林 英治

eiji.kobayashi@amt-law.com

弁護士 松嶋 希会

kie.matsushima@amt-law.com

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記本ニュースレターの編集担当弁護士又は各国の記事の最後に記載されております国ごとの担当弁護士までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続きくださいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。